

ポーランドにおける拠点開設

(2021年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ワルシャワ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ワルシャワ事務所が現地フォルタク&カラシンスキ法律事務所に作成委託し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびフォルタク&カラシンスキ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびフォルタク&カラシンスキ法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ワルシャワ事務所

E-mail：pow-info@jetro.go.jp

JETRO

ポーランドにおける拠点開設

目次

ポーランドにおける拠点開設に関する概況.....	1
ポーランドにおける拠点開設 企業形態の比較.....	4
拠点開設 企業形態 1) 駐在員事務所	6
拠点開設 企業形態 2) 支店.....	8
拠点開設 企業形態 3) 有限会社	10
拠点開設 4) 営業所（販売活動）	14
拠点開設 5) 小売店舗	16
拠点開設 6) 飲食店	18
拠点開設 7) 工場.....	21
外国企業の進出事例紹介	23

・政府・企業誘致機関・地方政府の取り組み

ポーランド政府は、ポーランド開発基金（PFR）グループ内に、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）を設置し、外国企業がポーランドに投資をする際の窓口としている。ポーランド投資・貿易庁は、ポーランド内だけでなく、東京を含む世界各地の都市に窓口を設けている。外国企業は、ポーランド投資・貿易庁を通して、企業の条件に見合う投資地区や物件の紹介を受けられるほか、投資優遇措置に関するサポートを受けられる。

ポーランド投資・貿易庁では、法人所得税の免税という形で与えられる優遇支援「ポーランド投資地区」、現金での支給を受けられる「政府助成金」、地方自治体が与える権限を持つ「固定資産税免除」、「産業技術パーク」、「研究開発センターへの支援」についての情報を得ることができる。

ポーランドには、14の経済特別区（SEZ）が地方に設けられており、優遇支援「ポーランド投資地区」枠内で法人所得税の免除を受けたい場合、投資を行う土地を管轄する経済特別区に申請を行う。

代表的な経済特別区は、トヨタ社を筆頭にメルセデスベンツ社やフォルクスワーゲン社が投資を行うバウブジフ経済特別区、NGK Ceramics 社やオペル社が投資を行うカトヴィツェ経済特別区、富士通社や Ericsson 社が投資を行うウッチ経済特別区などがある。

優遇支援「ポーランド投資地区」では、大企業の場合、最高で投資額の50%額までが法人所得税の免税額として認められるため、日系企業を含む外資系企業の大型投資プロジェクト他、ポーランドの中小企業も多く活用している。

その中でも、研究開発プロジェクトや近代ビジネスサービス業で投資の場合、好条件で優遇支援を受けられる仕組みになっている。

「政府助成金」は、革新的な製品を製造する投資や、研究開発、近代ビジネスサービス業、ならびに政府が戦略的にサポートする分野に対して支給される。

「固定資産税の免除」は、投資を行う地区の地方自治体により与えられるもので、投資時期や条件が見合った場合に受けられる可能性がある。

公的機関によって設立された「産業技術パーク」は、ポーランド全土に数十カ所設けられており、そこでは、それぞれ特定分野の企業が集約することにより、研究開発を行う企業の素早い発展をサポートできるシステムを備えている。

その他、「研究開発センターへの支援」では、研究開発センターを設立する企業が、条件を満たすことで、固定資産税の免除を受けられるようになっている。

・海外直接投資の最近の動向

国際連合貿易開発会議（UNCTAD）によると、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響により、2019年の同時期と比較して2020年を世界的に見ると海外直接投資は49%減少し、その回復は2022年を待たねばならないとの報告であった。

しかしながら、ポーランドはその傾向とは異なるとされ、FDIのデータによると、ポーランドは、英国とドイツに次いで好まれる海外投資先として、欧州第3位となっており、2020年1月から9月までで300件のグリーンフィールド投資が発表されている。そのデータによると投資の主要分野は、電気自動車系、再生可能エネルギー分野、そして広範囲なIT分野となっている。

電気自動車系では、2020年に入ってから韓国系企業のポーランド進出が幾つも発表されている。その中でも大型投資は、電気自動車のバッテリー用部品を製造する工場を設立すると発表したLS社（投資額は1億7,000万ズロチ）と、2020年末に電気自動車のバッテリーを製造する新規投資を発表したSK ie technology Co社（投資額は約15億ズロチ）。その他2020年12月には、空調設備を製造する韓国企業Jinsung社が、ポーランド南部に投資を発表するなど、韓国企業の進出ラッシュとなった。

その他、アジアからの投資では、中国系企業GLP社による物流系不動産の1億米ドルを超える大型買収が発表されている。

再生可能エネルギー分野では、ポーランド政府の戦略による「洋上風力発電」に対する投資が早いスピードで進んでいる。ポーランド国有企業だけでなく、デンマーク、スペイン、リトアニアなどの欧米系企業が参入している。洋上風力発電に関しては、今後、備品調達を行う企業の投資・参入が見込まれている。

広範囲で見たIT分野については、ビジネスプロセスのサービス業から高度な研究開発まで、さまざまな種類の投資が変わらず続いているが、しばらく前までのトレンドであった安価なデベロッパーを多数雇用する投資よりも、高度な技術者を選びすぐって雇用し、R&Dセンターを設立するケースが増えてきている。

アメリカ企業のみを見ても、これまでにGoogle社やMicrosoft社を筆頭に、Cisco社、Dell社、Intel社、Motorola社、IBM社が、ポーランドでR&Dセンターを設立しているが、外資系企業がこの流れを顕著にしている。

・投資優遇措置の活用動向

投資優遇措置は、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）がサポートを行い、投資をする地区を管轄する経済特別区に申請する仕組みとなっている。

2020年にポーランド投資・貿易庁（PAIH）を通してポーランドに投資を完了したプロジェクト数は58件（2019年は56件）で、投資総額は27億ユーロであった。

ポーランド投資・貿易庁（PAIH）によると、2020年に200近くの投資プロジェクトをサポートし、その投資価値総額は85億ユーロに上る。主な投資企業国は、米国と韓国となっている。

2020年にポーランド投資・貿易庁（PAIH）がサポートしたプロジェクトの内訳を見ると、最多が近代ビジネスサービス業（BPO）で44件、電気自動車系が18件、電気自動車系を除く自動車産業が15件、R&Dが15件となっている。

2020年にポーランドで最も大きな投資額を投入したのは、米国のマイクロソフト社のプロジェクトで、同社にとって中東欧初となる地方データセンターの新設であった。また、そ

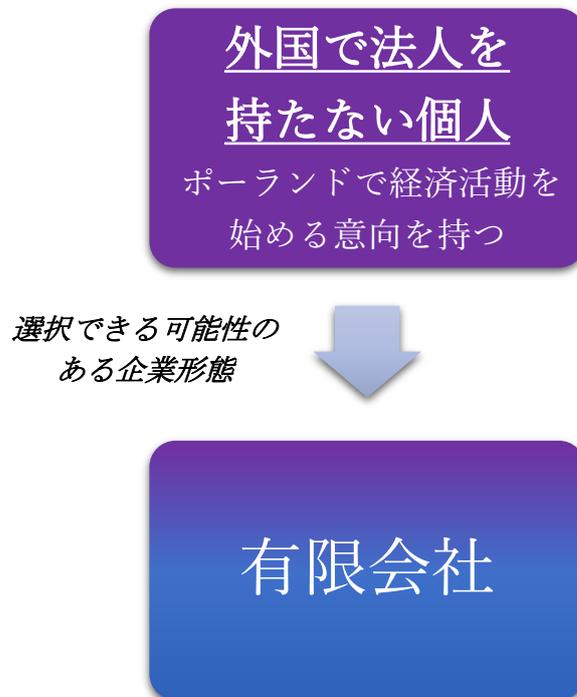
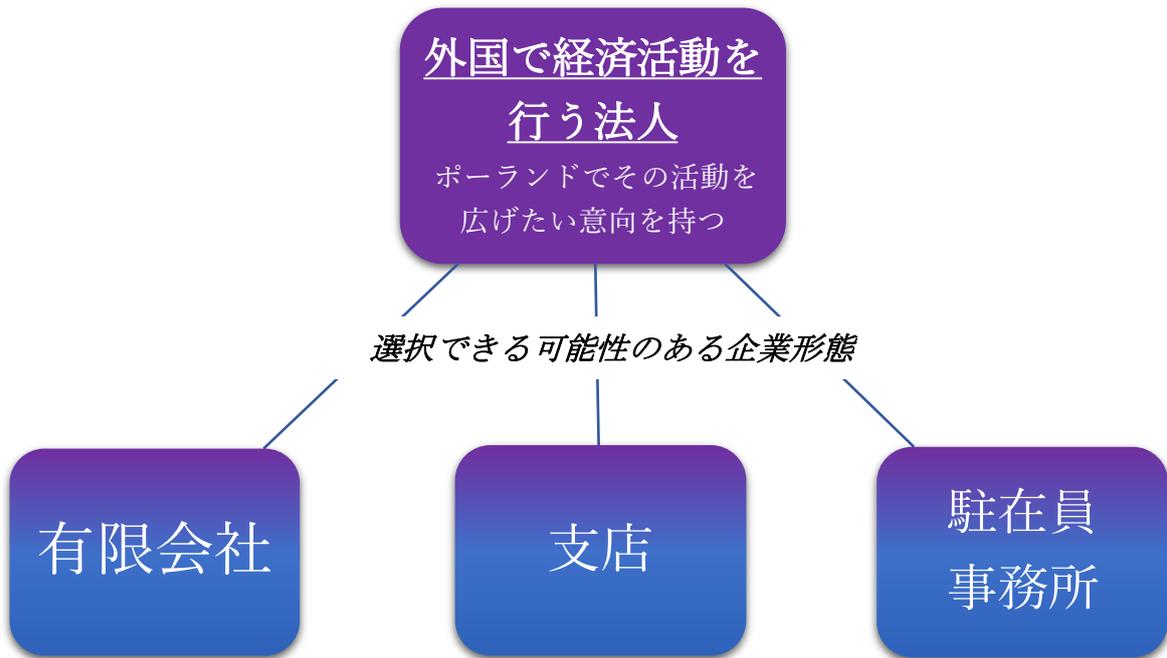
れに次ぐ投資としては、ドイツの GFT Technologies SE 社が、最先端の R&D センターを、ウッチとポズナンに開設している。

その他、2020 年にポーランド投資・貿易庁 (PAIH) がサポートした米国企業の投資プロジェクトは、Alcon 社の SSC 開設、Hyland Software 社の R&D センター、Mohawk 社の R&D センター、Aptiv 社の R&D センター、Weber-Stephen 社の工場設立となっている。

日系企業では、2020 年 1 月に東芝キャリア社が欧州初のエアコン製造工場を、グニェズノに設立する事を発表している。

なお、2019 年にポーランド投資・貿易庁 (PAIH) を通して投資を決定し、優遇支援を受ける決定書を得た日系企業は 5 社。

これまでにポーランド投資・貿易庁 (PAIH) を通して投資を完了した日系企業数は 70 社、その投資により創出された新規雇用者数は 1 万 8,000 人を越え、その投資総額は 100 億ズロチに達する。

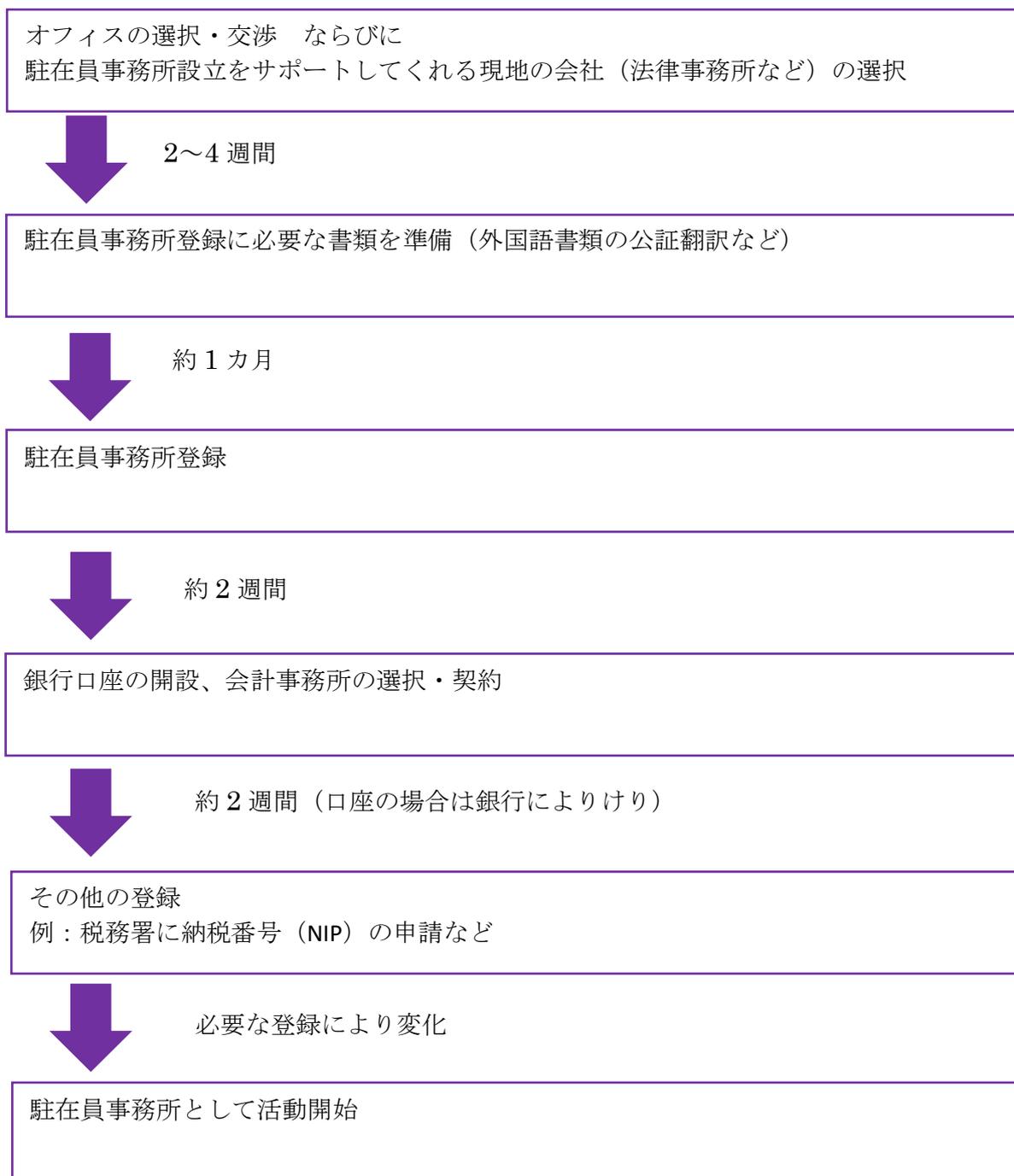


- 日系企業と日本国民は、ポーランドで経済活動を行える企業形態が幾つかあるが、最も一般的なものは、**有限会社**である。
- 外国企業は、上記に加えて、ポーランドで経済活動を行う簡単な形式として、**駐在員事務所**あるいは**支店**を開設することも可能である。

駐在員事務所、支店、有限会社の特徴比較

	駐在員事務所	支店	有限会社
活動範囲	その外国企業の広報・広告活動のみが可能	その外国企業が、その本国で行う経済活動項目の範囲と同様の活動のみが可能	ありとあらゆる活動が可能
法的権限	個別の独立したものはなく、外国法人の一部である	個別の独立したものはなく、外国法人の一部である	個別で独立した法人として、法的権限を持つ。法的権限と義務を持ち、有限会社として契約書を締結できる
資本金義務	駐在員事務所としては、なし	支店としては、なし	最低 5,000 ズロチ
登録する当局	外国企業の駐在員事務所登録局	国内登録裁判所（KRS）へ企業登録	国内登録裁判所（KRS）へ企業登録
登録料	1,000 ズロチ	600 ズロチ	350 ～ 600 ズロチ
登録期間	2年。 ただし、さらなる2年の延長が可能	制限なし	制限なし
企業の名称	外国企業の母国での登録名称 + ポーランド駐在員事務所	外国企業の母国での登録名称 ならびにポーランド語翻訳 + ポーランド支店	選択された名称 + 有限会社
代表者	外国企業から駐在員事務所 で代表することを委任された個人	外国企業から支店で代表 することを委任された個人	役員
会計義務	駐在員事務所として独立して 会計を、会計規制に則り ポーランド語で行う	支店として独立して 会計を、会計規制に則り ポーランド語で行う	ポーランド規制に則り、 会計報告を行う

開設プロセスとタイムライン



駐在員事務所の特徴

駐在員事務所の活動範囲：その外国企業の広報・広告活動のみが可能

上記の範囲外の活動は、いかなるものでも許可されない。駐在員事務所の活動内容は、一義的で範囲が狭い。それゆえ登録が簡単で、形式的な要求が少ないが、実際に活動する際に活動内容に制限が多い。

駐在員事務所は外国企業から独立した組織ではなく、その外国企業の枠内で、その外国企業の代理で活動を行う。そのため、駐在員事務所が、外国企業の広報・広告範囲外で、契約書を締結することはできない。ただし、駐在員事務所はポーランドにおいて独立した雇用主になることは可能である。

登録の義務

駐在員事務所の開設と活動には、外国企業の駐在員事務所登録局に登録する。登録は2年有効であり、さらなる2年の延長が可能。その期間が終了した後は、再度登録局へ登録申請を行える。登録費用は1,000ズロチである。

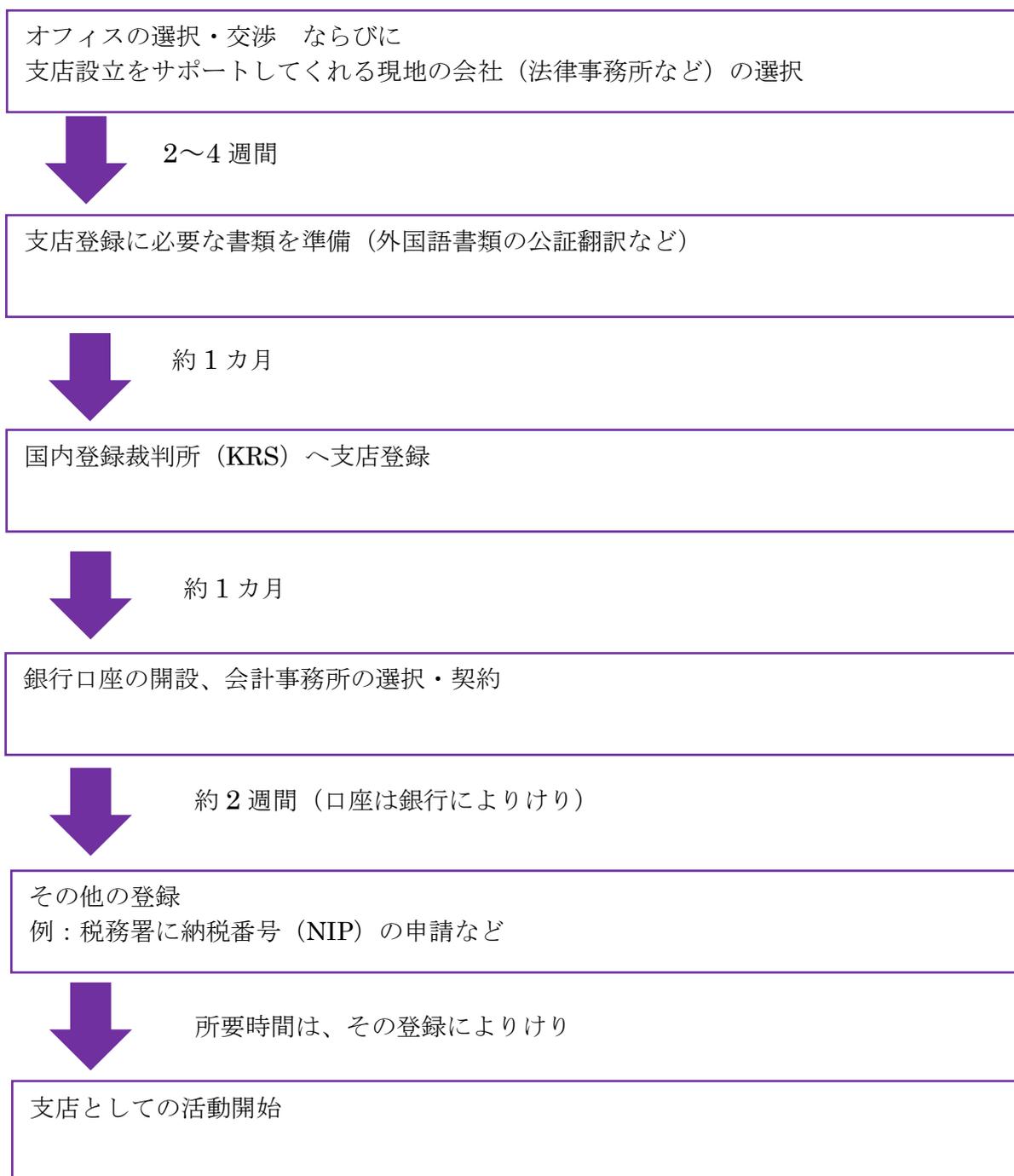
駐在員事務所活動に関連した主要義務

- 外国企業の母国での登録名称+駐在員事務所のポーランド語「przedstawicielstwo w Polsce」
- 会計規制に基づき、ポーランド語で、駐在員事務所単独の会計報告を行うこと。
- 外国企業から委任され、代表する人物を、駐在員事務所に設けること。

そのような委任された代表者は、ポーランドに居住しない外国人でも可能。ただし、その外国人が、ポーランドに滞在し労働をする場合、労働許可証と滞在許可証を取得する必要がある。

- 外国企業や駐在員事務所の情報変更については、駐在員事務所登録局にその都度、変更事項を届け出ること。

開設プロセスとタイムライン



支店の特徴

その外国企業が、その本国で行う経済活動項目の範囲と同様の活動のみが可能

この形式の活動も制限がある。ただし、駐在員事務所ほどの制限ではない。

外国企業がその本国で行う経済活動の範囲外を支店で行うことはできないが、もしポーランドで本国と同じ活動を行う計画の場合、活用できる形式である。

支店は外国企業の独立した組織ではなく、外国企業の名称で活動を行う。ただし、ポーランドで独立した雇用主になることは可能。

登録の義務

外国企業は、ポーランドの国内登録裁判所（KRS）への登記が終了次第、支店としての活動を開始できる。駐在員事務所と異なり、活動期間に制限はない。支店登録料は 600 ズロチである。

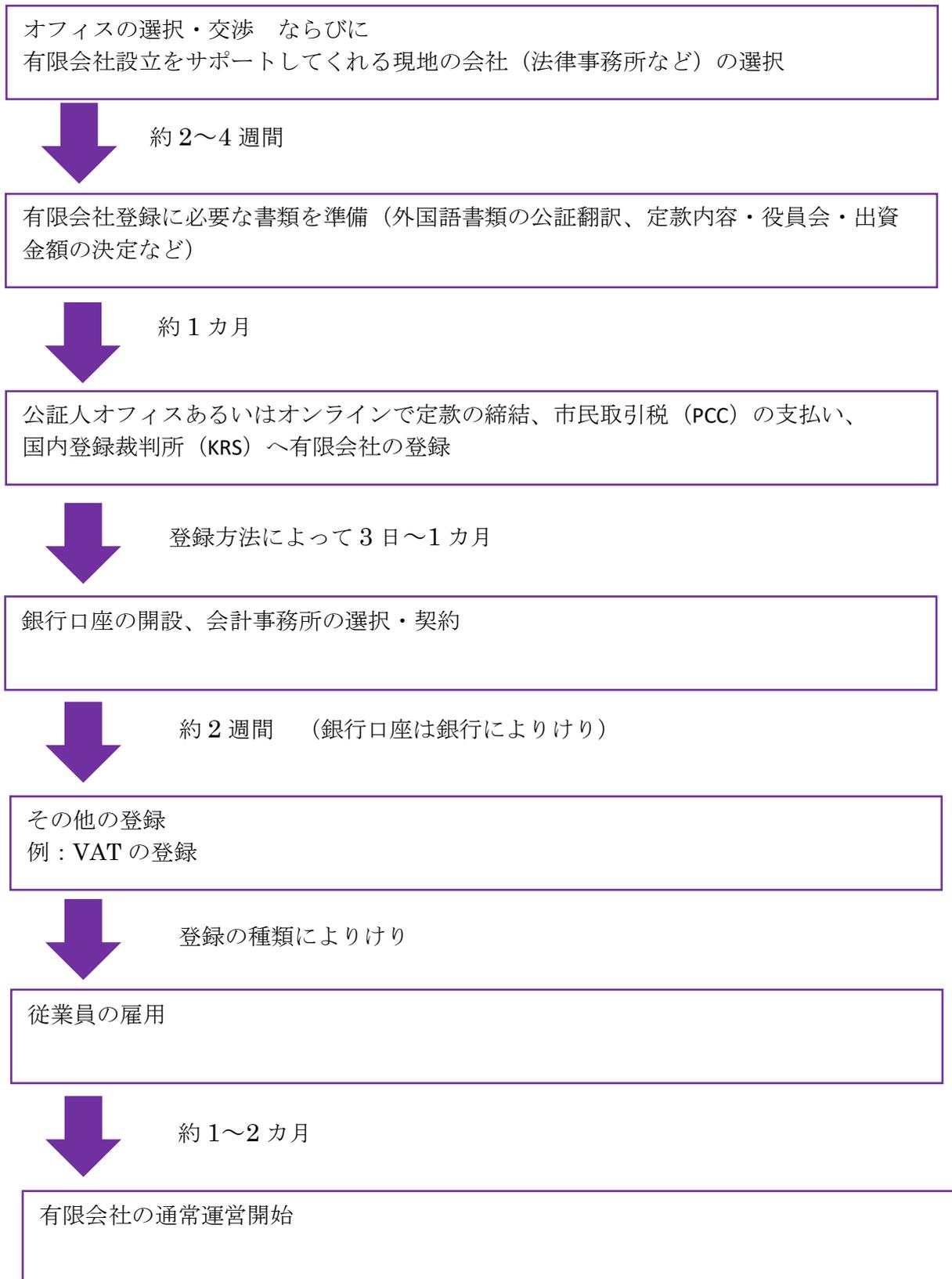
支店活動に関連した主要義務

- 外国企業の母国での登録名称ならびにポーランド語翻訳+ポーランド支店のポーランド語「oddział w Polsce」
- 会計規制に基づき、ポーランド語で、支店単独の会計報告を行うこと。
- 外国企業から委任され、代表する人物を、支店に設けること。

そのような委任された代表者は、ポーランドに居住しない外国人でも可能。ただし、その外国人が、ポーランドに滞在し労働をする場合、労働許可証と滞在許可証を取得する必要がある。

- 外国企業や支店の情報変更については、国内登録裁判所（KRS）にその都度、変更事項を届け出ること。

開設プロセスとタイムライン



有限会社の特徴

- 完全に独立した権限を持つ企業。法的権限・義務を持ち、その有限会社として契約を締結することが可能。
- 出資会社であり、最低でも資本金 5,000 ズロチを出資する必要がある。
- 出資金：出資者により現金または現物で出資が可能。
- 出資者 1 人による開設が可能。
- 出資者総会、役員会により活動する。
- 会社の組織（出資者や役員）に外国人が参加することが可能。
- 有限会社は、その義務に対して、制限なしでその会社のすべての資産で対応する。出資者は義務（リスク）を、その資本金額までで負う。
- 国内登録裁判所（KRS）へ登録。
- 有限会社の定款が締結され次第、登録裁判所（KRS）への登録終了を待たずしても、その会社は「組織中」の名目で活動を始められる。

会社の設立

有限会社が設立されるために必要な 5 事項：

1. 公正証書の形で会社の定款を締結すること（オンライン締結の場合は公正証書でなくても良い）

有限会社の定款は下記の 3 方法で締結が可能：

- 1) 伝統的な方式として公正証書の形（公証人オフィスで行う）

- 2) オンラインで締結

（注意）オンラインの場合は、会社設立専用のプラットフォームを利用し、定款と必須書類を届けるが、そのプラットフォームでは、認証された電子サイン（認証サイン）が必要となり、その電子サイン（認証サイン）はポーランド人の身分証明書が必要とされる。オンラインの場合には制限があり、出資金は現金のみ可能、また定款は決まったドラフトを利用することとなる。

- 3) 委任状を用い、代理人を立てて締結する（伝統的な方式もオンライン方式も可能）。

定款を締結することで、出資金に対して市民取引税が課される。金額は、出資金の 0.5% 額。また、公証人費用は、出資金額によって変動する。

2. 出資者が、出資金を捻出する。
3. 役員（会）を任命する。
4. 規制や会社の定款で規定する場合、監査会や監査組織を設置する。

監査会や監査組織が必要とされるのは、その会社の資本金が50万ズロチ以上、ならびに出資者が25人以上の場合である。それ以外の場合、そのような組織を持つかどうかは任意である。

5. 国内登録裁判所（KRS）への登録

有限会社「組織中」

有限会社の定款を締結した時から、その会社は、有限会社「組織中」となり、その「組織中」を付けた名称で活動開始が可能である。有限会社「組織中」は、その名称で権利を遂行でき、不動産や物品の購入ができるほか、義務の遂行を訴えることも、訴えられることも可能である。その会社は役員（会）あるいは出資者総会決議全員一致の上で任命した委任者が代表する。

登録の義務

国内登録裁判所（KRS）への登録は法的義務である。国内登録裁判所（KRS）への登録が完了次第、会社は有限会社「組織中」から、有限会社となる。国内登録裁判所（KRS）への登録については、規制で登録期間の制限が設けられていない。登録料は600ズロチである。

定款の締結日から6カ月以内に国内登録裁判所（KRS）への登録が行われなかったら、その会社は閉鎖とみなされる。

オンライン登録

定款の締結を政府の指定するプラットフォームでオンラインで行う場合でも、国内登録裁判所（KRS）への登録を行う必要がある。その場合のオンライン登録料は350ズロチである。

オンラインで定型の定款を締結した場合、その締結日より7日以内に国内登録裁判所（KRS）へ登録を行わない場合、その定款は取り消される。

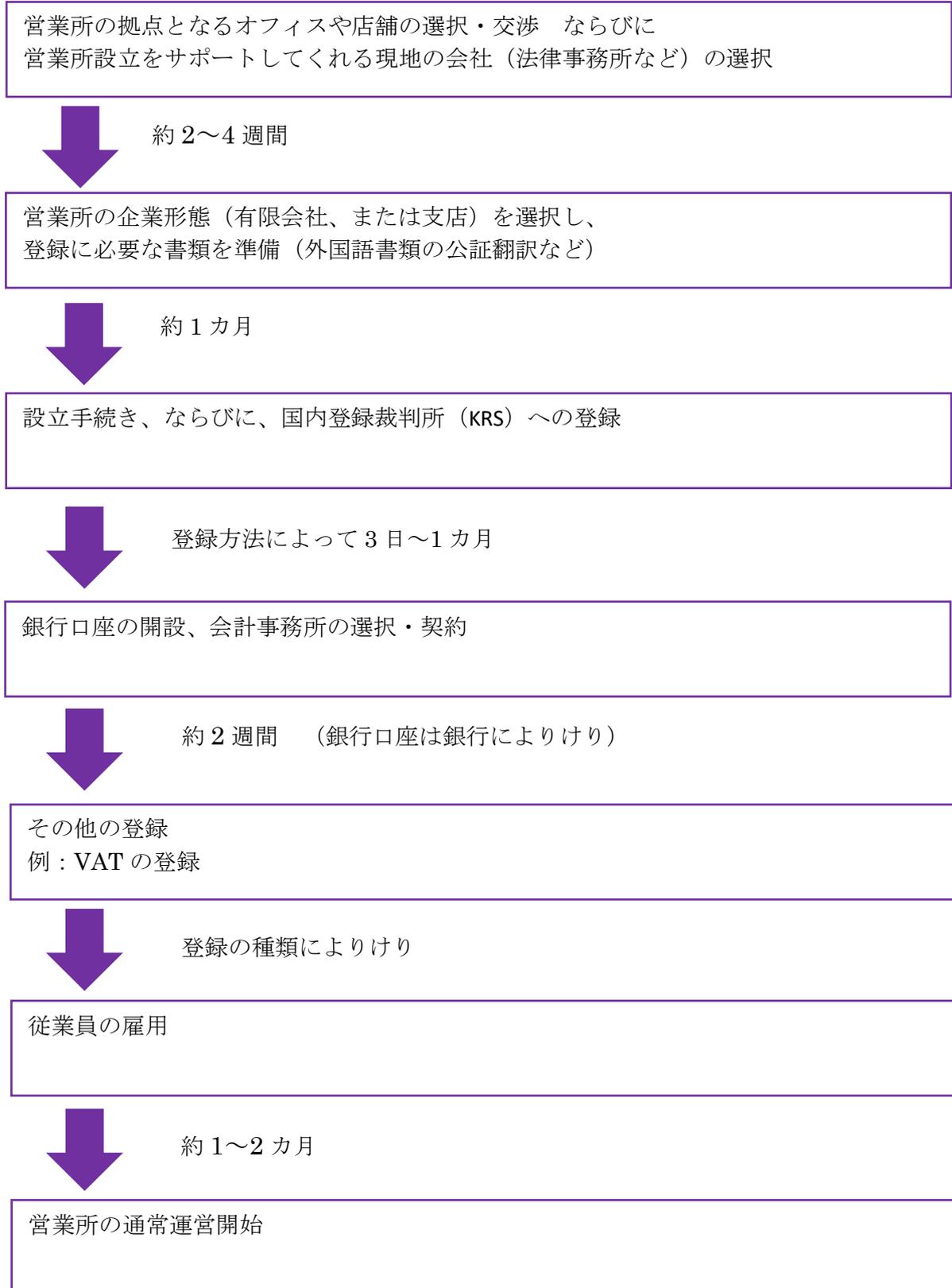
会社の組織

基本的な会社の組織は次の二つから成る。

- － 出資者総会
- － 役員（会）－少なくとも一人の役員を任命する必要がある。

役員は外国に在住する外国人であってもよい。ただし、その外国人の役員が、役員の役目を果たすために、ポーランド国内に 12 カ月間中合計 6 カ月以上滞在する場合には、労働許可証・滞在許可証を取得する必要がある。

開設プロセスとタイムライン



販売活動を担当する営業所開設において留意すること

- 企業形態

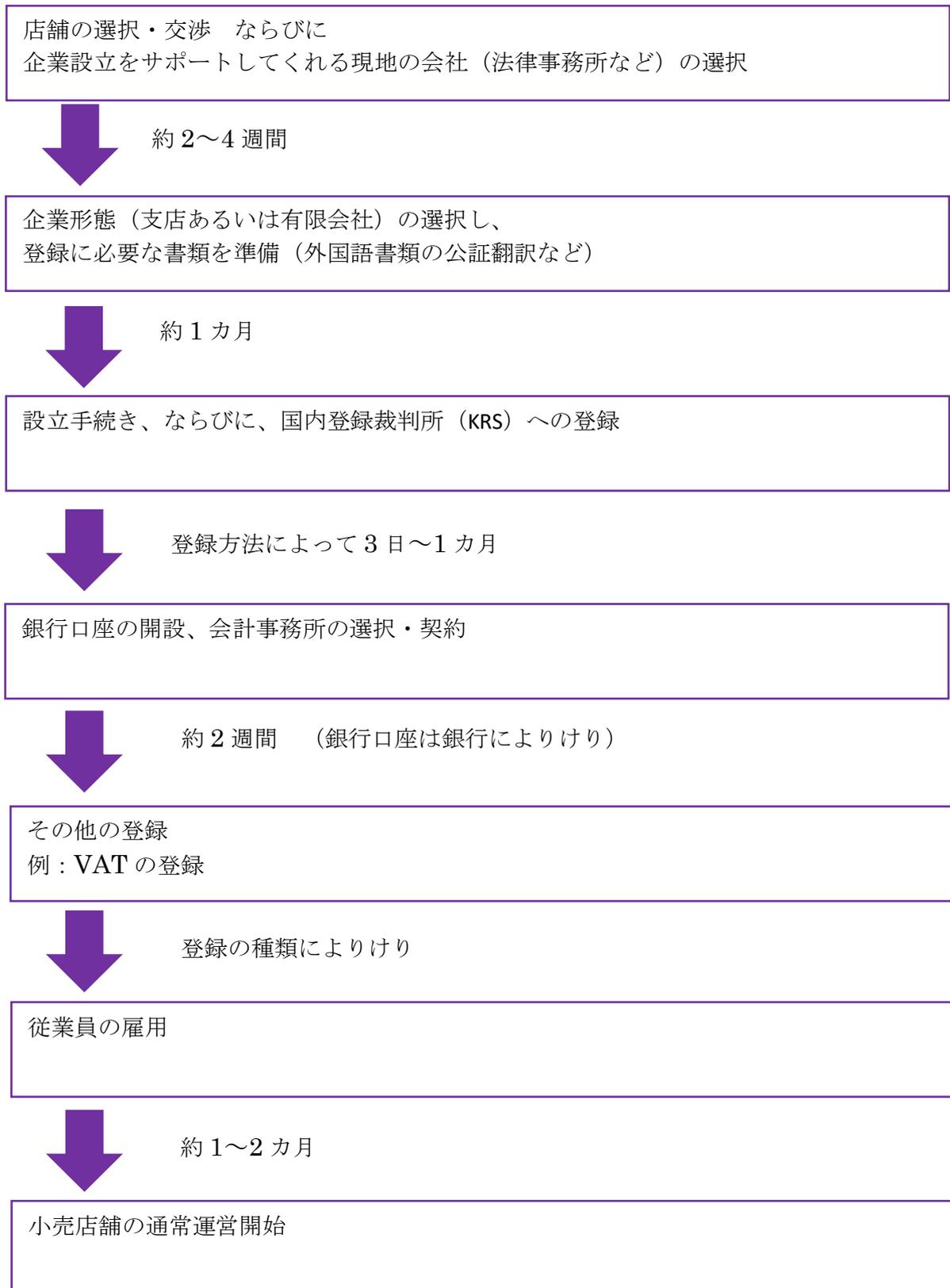
販売を受け持つ営業所を設けるためには、有限会社あるいは支店（その場合、外国企業の活動項目範囲内である事）を設立することになる。この場合、駐在員事務所で活動を行うことはできない。

形態の選択・設立の方法については、本レポートの「企業形態の比較」ならびに「支店」「有限会社」の項目を参照のこと。

- 販売活動で制限がある種類

ある種類の販売活動は、許可の取得が必要になるか、活動規制登録機関への登録が必要となる。（その一例：ガソリン販売、アルコール飲料販売、薬品販売）

開設プロセスとタイムライン



小売店舗開設において留意すること

- 企業形態

小売り店舗を設けるためには、有限会社あるいは支店（その場合、外国企業の活動項目範囲内であること）を設立することになる。この場合、駐在員事務所で活動を行うことはできない。

形態の選択・設立の方法については、本レポートの「企業形態の比較」ならびに「支店」「有限会社」の項目を参照のこと。

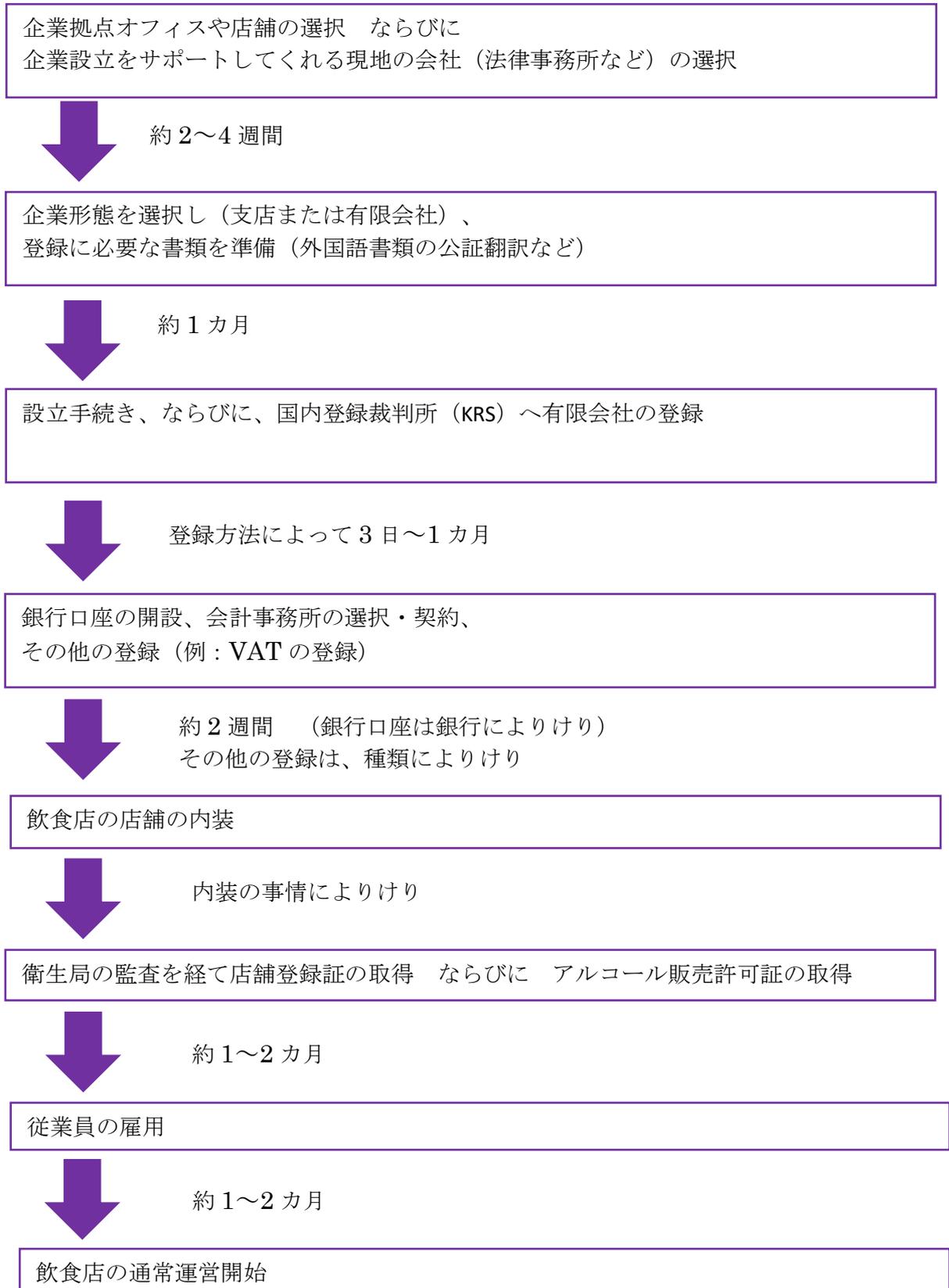
- 販売活動で制限がある種類

ある種類の販売活動は、許可の取得が必要になるか、活動規制登録機関への登録が必要となる。（その一例：ガソリン販売、アルコール飲料販売、薬品販売）

- レジ

消費者とのあらゆる取引は、レジを通して登録されなければならない。
会社経営者は、認証を受けた機械（レジ）を購入する義務を負う。

開設プロセスとタイムライン



飲食店開業のための留意点とステップ

飲食店営業活動は、食べ物の製造、サービス、販売、店舗（レストラン、バー、食堂など）の営業活動である。それゆえ、食品を扱う上での細かな規制はもちろんのこと、以下の項目の規制も守る必要がある。

- 食品を扱う器具が使用される建物・空間の技術的な状態
- 食品と洗浄のために使われる水の質
- 食品廃棄物の収集と管理
- 飲食店の内装、ならびに飲食店内で使用される道具・機械
- 食品を取り扱う職員（食品製造と店員）

● 企業形態

飲食店を設けるためには、有限会社あるいは支店（その場合、外国企業の活動項目範囲内である事）を設立することになる。この場合、駐在員事務所で活動を行うことはできない。

形態の選択・設立の方法については、本レポートの「企業形態の比較」ならびに「支店」「有限会社」の項目を参照のこと。

● 店舗の法的権利を得ること

- 店舗の購入（所有権を有すること） あるいは
- 店舗の賃貸（賃貸契約）

● 飲食店活動を行うための条件を満たすよう店舗物件を改装すること

店舗の法的権利を得た後、起業家は飲食店業務に義務付けられている必要条件を満たす。そのために、店舗の建設・内装工事が行われる必要があるかもしれない。その工事にはあらゆる種類の工事が含まれ、（少なくとも、技術面、空調面、上下水道、電気配線で、場合によっては、敷地計画、建設計画が必要。）以下の機関から意見書と合意書を得る必要がある。

- 国家労働検査局
- 消防署
- 衛生局

衛生局で店舗計画書の合意書を得る際、以下の書類が必要な場合がある。

- 建物の換気検査済み確認書
- 水質検査
- ゴミ処理/油分離処理の契約書
- 経営する業種に対しての、建物管理者の合意

● 衛生局の監査下にある店舗登録に登録を行う

店舗が活動に適応しているとの法的条件を整えた後、レストラン開業の14日前までに、衛生局の監査下にある店舗登録に登録申請を行わなければならない。登録が行われるには、衛生局の監査が店舗に入り、その結果が肯定的であった場合、衛生局は店舗を承認したという決定書を発行し、店舗登録が完了する。

- 建設許可・使用目的変更許可・改装許可の取得

店舗物件が新しい物件なのか、それとも新規用途のために改築されるのかにより、建設許可証、使用目的変更許可証、改築許可証の取得、あるいは改築実施申請を行う必要が出てくる。上記の許可証取得後（必要とされていた場合）、店舗の建設や改築を始めることが可能である。

- アルコール提供に関する許認可の取得

アルコールを飲食店で販売するには、前もってアルコール販売許可証を取得することが必須である。

許可証はアルコールの種類によって、3種類に分類される：

- 1) アルコール度数 4,5%までのアルコール飲料とビールの販売提供
- 2) アルコール度数 4,5%から 18%のアルコール飲料の販売提供
- 3) アルコール度数 18%以上のアルコール飲料の販売提供

上記3種類すべてのアルコールを提供する場合は、すべての許可証が必要となる。上記許可証の年間手数料は、事業を始めたばかりの事業主には 525PLN（許可証1と2）、そして 2100PLN（許可証3）である。次年度以降、この年間手数料は、前年度のアルコール飲料販売高（税込）をもとに計算される。許可証の有効期間は4年以上とされる。

- 店舗での音楽の使用

もし事業主が店舗で音楽を流す予定をしているなら、著作権を扱う下記団体のいずれかとライセンス契約を交わす必要がある。

- 作曲家協会 (ZAIKS)
- オーディオ・ビデオ制作組合 (ZPAV)
- 演奏家組合 (Stoart)

ラジオを所有し配信する場合には、その登録と通信費を支払う必要がある。

- 従業員の雇用

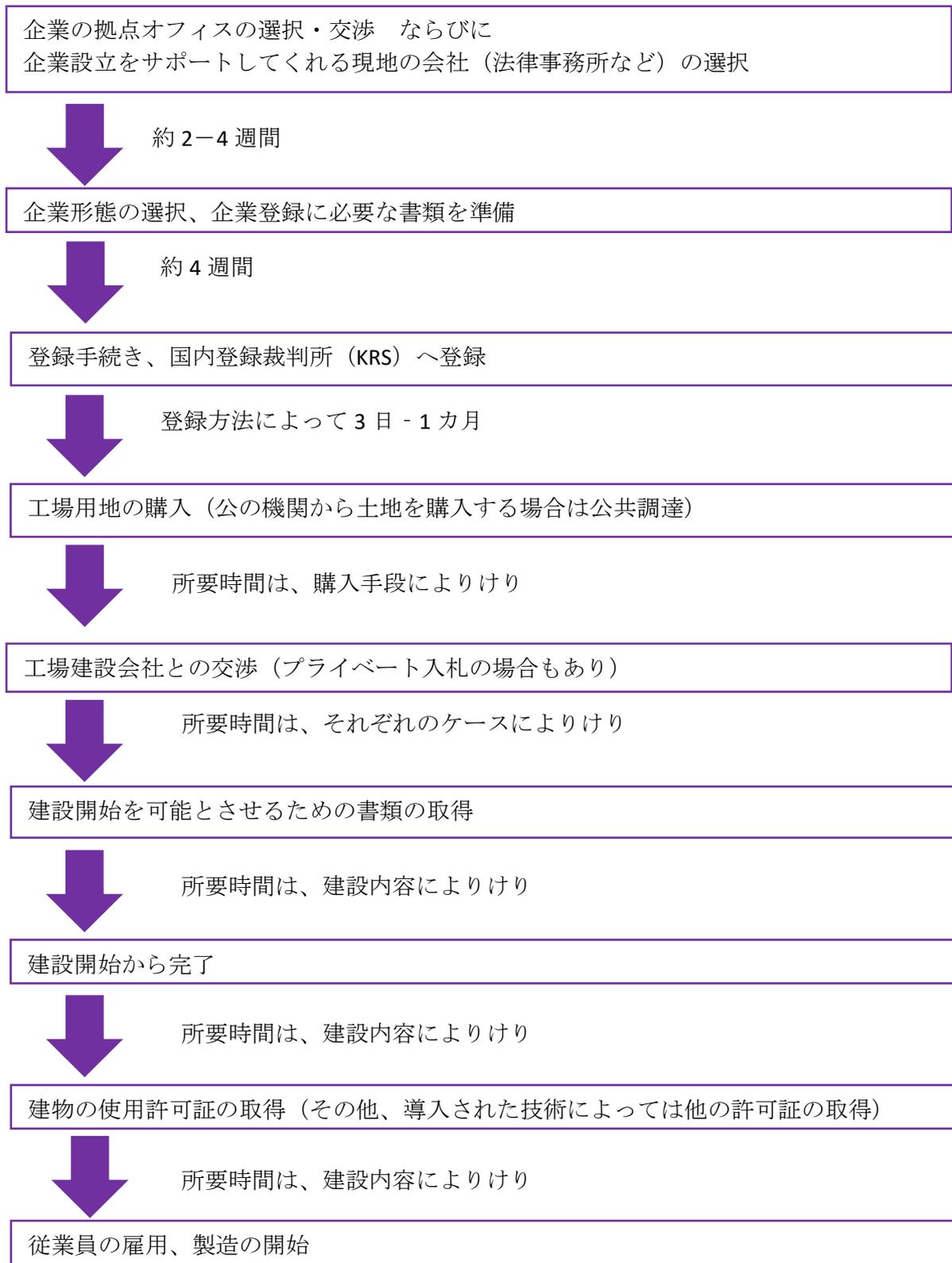
従業員が食品を扱う前に、衛生的/伝染病観点からの検査に導く必要がある。そこで、**従事する仕事に差し支えない（衛生・伝染病上問題がなく、その仕事を通して他者に感染させることがない）という医者**の診断書を取得しなければならない。この検査は、従業員の雇用開始前に行い、一般的にその経費は雇用主が負担する。

雇用主は、この診断書を個人調査書に保存し、役所の監査の要求に応じて、提示する義務が課されている。

- レジ

消費者とのあらゆる取引は、レジを通して登録されなければならない。会社経営者は、認証を受けた機械（レジ）を購入する義務を負う。

開設プロセスとタイムライン



工場開設に関する留意点

- 企業形態

工場は、有限会社あるいは支店（その場合、外国企業の活動項目範囲内である事）を設立することになる。この場合、駐在員事務所で活動を行うことはできない。形態の選択・設立の方法については、本レポートの「企業形態の比較」ならびに「支店」「有限会社」の項目を参照のこと。

- 優遇支援

工場の建設という意味のある投資の場合には、その投資が優遇支援を得られる可能性があり、それを利用するか設定しておくが良い。その場合、よく利用される優遇支援は、法人所得税の免税である。

- 土地の購入

工場用地を公的な機関から購入するとすれば、公共調達を通して行う必要がある。また、状況によっては、ポーランドの土地購入に際して、当局の合意が必要となる場合もある。

- 建設業者との契約、ならびに、建設管理

工場建設という大型投資においては、適切な建設業者を選択することが重要であり、そのためにプライベート入札を行い、建設オファーや価格の比較を検討することも有効である。また、投資企業の立場に立って、その建設が適正に行われているかを管理・監査する建設管理会社を持つ必要がある。

- 建設開始に関する役所関連義務

あらゆる建設作業は、建設許可証を筆頭に、必要な許可証を得た後に始める事が可能である。建設許可証取得には、建設内容によって、さまざまな種類の役所書類や許可証を申請することとなる。

- 機械利用に関する取り決め

製造内容や利用する機械の種類によって、技術監督局の検査が必要とされる。検査後、その機械の使用許可を得て、利用が可能となる。

1) 営業所開設ケース・スタディ

有限会社を設立し、営業所オフィスを賃貸して営業するケースをモデルとする。

2018年8月： オフィス（有限会社の拠点住所）の選択 ならびに
有限会社設立をサポートしてくれる現地の会社（法律事務所など）の選択



2018年9月：有限会社登録に必要な書類を準備（外国語書類の公証翻訳、定款内容・
役員会・出資金額の決定など）



2018年10月：公証人オフィスで定款の締結、市民取引税（PCC）の支払い、国内登録
裁判所（KRS）へ有限会社の登録



2018年11月：
銀行口座の開設、会計事務所の選択・契約、その他の登録（VAT税の登録）



2018年12月：営業所の拠点となるオフィスの交渉と賃貸契約、
従業員の雇用面接開始



2019年1～2月：営業所オフィスを活動内容に合わせて改装・内装（約2カ月）



2019年1～2月：従業員の雇用、ZUS（健康保険庁）への申告

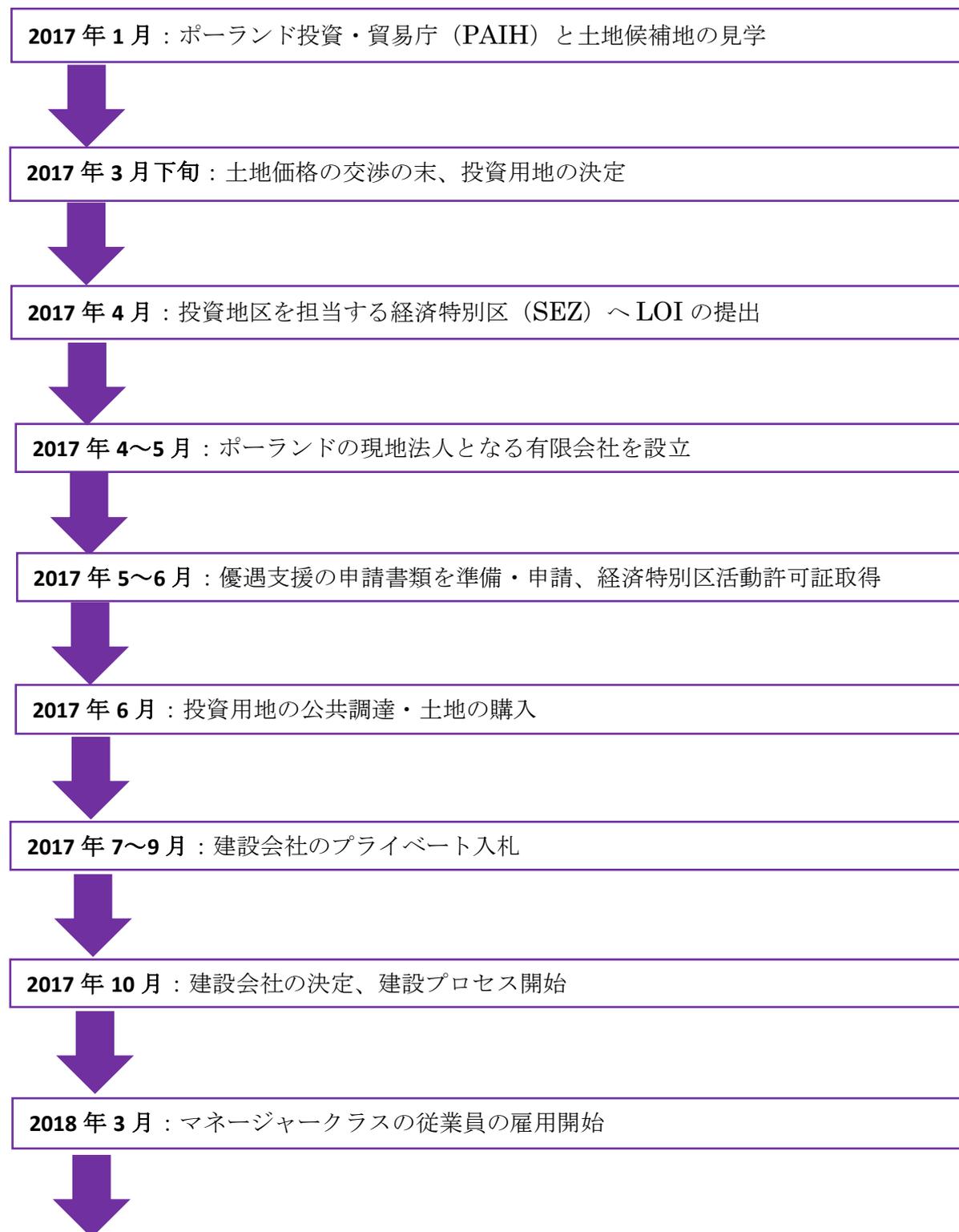


2019年3月：営業所の通常運営開始

2) 工場開設ケース・スタディ

有限会社を設立し、優遇支援を得て、土地購入、工場建設を経済特別区（SEZ）内で行った場合のケースである。

開設プロセスとタイムライン



2019年6月：建設完了、使用許可の取得、機械の搬入、ブルーワーカーの雇用開始



2019年8月：製造開始、投資の完了